

## 大学貢献手当支給基準

平成19年3月30日学長裁定  
平成20年3月28日一部改正  
平成22年3月29日一部改正  
平成25年4月 1日一部改正  
平成26年3月31日一部改正  
平成26年6月30日一部改正  
令和元年6月26日一部改正  
令和4年3月29日一部改正

国立大学法人岡山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第19条の2（大学貢献手当）に定める大学貢献手当は、この基準により支給する。

- 1 給与規則第19条の2第1項第1号は、別表に掲げる大学経営・運営に関する企画・立案を目的とする重要な全学的委員会（会議，ワーキング・グループ，広報アドバイザー等を含む。）の委員等で、委員会等の年間開催回数が6回以上のものとする。
- 2 前項の規定に該当する委員会等の手当月額は、年度当初に当該年度の開催回数見込により決定し、開催回数に変更した場合は、その都度決定・適用するものとする。
- 3 給与規則第19条の2第1項第1号に定める「当該委員会を所掌する部又は全学センター等に所属する教育職員」には、兼務者等は含まないこととする。ただし、給与規則第19条の2第1項第4号に定めるマッチングプログラムコース教育部長が同コースに関する委員会等の委員等になる場合を除く。
- 4 大学貢献手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 給与規則第19条の2第1項第1号に掲げるもの 次表の左欄に掲げる委員会等の開催回数及び役職に応じ、同表の右欄に掲げる額

委員会等の開催回数及び役職	手当月額
年間開催回数6～9回の委員会等の委員長	4,800円
年間開催回数6～9回の委員会等の委員	3,200円
年間開催回数10回以上の委員会等の委員長	7,200円
年間開催回数10回以上の委員会等の委員	4,800円

- 二 給与規則第19条の2第1項第2号に掲げるもの 月 額 30,000円
- 三 給与規則第19条の2第1項第3号に掲げるもの 1件当たり 1,000円
- 四 給与規則第19条の2第1項第4号に掲げるもの 月 額 25,000円
- 五 給与規則第19条の2第1項第5号に掲げるもの 月 額 2,000円

- 5 特別の事情によりこの基準により難しい場合又はこの基準によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。
- 6 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第1項関係）

委員会名
キャンパス・アジアワーキンググループ
組換えDNA実験安全管理委員会
動物実験委員会
発明審査委員会
医療系部局生命倫理審査委員会臨床研究審査専門委員会
岡山大学医療系部局臨床研究における利益相反マネジメント委員会
認定臨床研究審査委員会
グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会
グローバル人材育成院学務委員会
ハラスメント防止委員会
電子ジャーナル等選定ワーキンググループ